

公民としての権利・公の職務【4】

公民権としての権利の例	
認められるもの	認められないもの
①選挙権	①他の候補のための選挙運動
②被選挙権	②訴権の行使（左記⑥・⑦は除く）
③最高裁判所裁判官の国民審査	
④特別法の住民投票	
⑤憲法改正の国民投票	
⑥行政事件訴訟法による民衆訴訟	
⑥公職選挙法に規定する選挙人名簿に関する訴訟	
⑦公職選挙法に規定する選挙又は当選に関する訴訟	

公の職務の例	
認められるもの	認められないもの
①衆議院議員その他の議員の職務	①予備自衛官の防衛招集・訓練招集
②労働委員会の委員の職務	②非常勤の消防団員の職務
③労働審判員の職務	
④裁判員の職務	
⑤検察審査員の職務	
⑥民事訴訟における証人の職務	
⑦選挙立会人の職務	

労働基準法7条：使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

2月13日作成